

介護保険事業所 様

長崎県国民健康保険団体連合会
介護保険課

介護給付適正化支援事業の実施について

本会の事業運営につきましては、平素よりご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。

標記の件につきまして、平成 25 年 10 月より県内保険者からの委託を受け、本会で介護給付適正化支援事業として縦覧審査の一部に係る確認事項を下記のとおり実施することとなりました。

つきましては、本会より該当事業所宛てに縦覧点検帳票及び介護給付費縦覧審査確認表を送付いたします。縦覧点検帳票等が送付された事業所におかれましては、介護給付費縦覧審査確認表に回答をご記入の上、期日までに必ずご返送いただきますようお願いいたします。なお、縦覧審査の流れや記入例につきましては、本会ホームページに資料を掲載いたしますのでご確認ください。

記

1. 概要

①本会では、過去に介護給付費を支払った請求について、複数月の請求内容や他の事業所との請求内容等を下記の観点で確認し、審査を行います。

- ・同一受給者の同一月内の複数のサービス、事業所の請求明細書を並べてチェック
- ・同一受給者の請求明細書を複数月にわたって並べてチェック
- ・同一受給者の同一月内の請求明細書をチェック

②上記①でのチェックにおいて、請求内容に疑義がある場合、事業所宛てに本会より請求内容照会の文書（縦覧点検帳票及び介護給付費縦覧審査確認表）を送付いたします。

③縦覧点検帳票及び介護給付費縦覧審査確認表が送付された事業所は、請求内容を再度ご確認ください、確認結果を記入の上、期日までに本会へ返送してください。

④事業所からの回答内容および請求支払状況等を本会で確認・精査のうえ、縦覧審査の結果を各保険者へ通知します。

⑤上記④をもとに、保険者が過誤に該当するか否かを判断します。

※上記①～④の流れを、3 か月の期間で実施いたします。ただし、「居宅介護支援請求におけるサービス実施状況一覧」については、1 か月の期間で実施いたします。

2. 実施時期

平成 25 年 10 月縦覧審査（平成 25 年 6 月～8 月サービス提供分）より開始

※10 月より、該当事業所に内容照会の文書を郵送いたします。

3. 資料の掲載

本会ホームページに縦覧審査についての資料、および記入例を掲載します。

長崎県国民健康保険団体連合会ホームページ (<http://www.nagasaki-kokuho.or.jp>)

「介護保険事業者の皆さまへ」内の「事業所への通知」に掲載

4. お問い合わせ

縦覧審査にかかるお問い合わせにつきましては、こちらでの内容照会や確認に時間を要するため、返戻同様 FAX にて承ります。FAX お問い合わせ票も本会ホームページ内に掲載しております。ご理解ご協力の程、よろしくお願いいたします。

以上

長崎県国民健康保険団体連合会 介護保険課 介護保険班 FAX : 095-826-7325
